

○飯塚市障がい者の緊急保護に係る自己負担金等の支給に関する要綱

平成24年12月12日

飯塚市告示第445号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第9条第2項に基づき、虐待等により一時的に保護が必要と認められる障がい者について、緊急保護に係る自己負担金を支給することにより、障がい者の権利利益を擁護し、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「障がい者支援施設等」とは、次に掲げる事業所等をいう。

- (1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第36条第1項に規定する指定を受けた事業所
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の保険医療機関
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の定める事業所、病院又は診療所

(対象者)

第3条 支給の対象者は、市内に居住する障がい者で、やむを得ず障がい者支援施設等への緊急保護を行った者(以下「被養護者」という。)で、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 障がい者支援施設等への緊急保護に対し、養護者の同意が得られない者
- (2) 虐待等で所持金を持たず、又家庭等の事情により所持金の入手が困難で、障がい者支援施設等の利用者負担額の支払いが困難であると市長が認める者
- (3) 保護する機関が医療機関の場合は、医療保護入院が必要な者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が本人の福祉を図るため特に必要があると認める者

(支給内容)

第4条 被養護者に対して緊急保護を行った場合において、被養護者が負担すべき額を障がい者保護費(以下「保護費」という。)として支給する。保護費として支給するものは次に掲げるとおりとする。なお、契約による障がい福祉サービスの利用及びそれに伴う費用の自己負担が可能となった場合は、保護を解除し、保護費は支給しないものとする。

- (1) 障がい福祉サービスの利用時に発生する自己負担額
- (2) 入院及び通院時に係る医療費の自己負担額、入院時の食費

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認める経費

(支払方法)

第5条 保護費として支給すべき費用は、障がい者支援施設等の請求書に基づき、当該施設等に支払う。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、保護費支給について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。